

# 測量業務共通仕様書

## 目 次

### 第 1 編 共通編

#### 第 1 章 総 則

第 1101 条 適 用	2-1-1
第 1102 条 用語の定義	2-1-1
第 1103 条 受発注者の責務	2-1-4
第 1104 条 業務の着手	2-1-4
第 1105 条 測量の基準	2-1-4
第 1106 条 業務の実施	2-1-4
第 1107 条 設計図書の支給及び点検	2-1-4
第 1108 条 監督職員	2-1-4
第 1109 条 主任技術者	2-1-5
第 1110 条 担当技術者	2-1-5
第 1111 条 提出書類	2-1-5
第 1112 条 打合せ等	2-1-6
第 1113 条 業務計画書	2-1-6
第 1114 条 資料の貸与及び返却	2-1-7
第 1115 条 関係官公庁への手続き等	2-1-7
第 1116 条 地元関係者との交渉等	2-1-7
第 1117 条 土地への立ち入り等	2-1-8
第 1118 条 成果物の提出	2-1-8
第 1119 条 関係法令及び条例の遵守	2-1-9
第 1120 条 検査	2-1-9
第 1121 条 修補	2-1-9
第 1122 条 条件変更等	2-1-9
第 1123 条 契約変更	2-1-10
第 1124 条 履行期間の変更	2-1-10
第 1125 条 一時中止	2-1-10
第 1126 条 発注者の賠償責任	2-1-11
第 1127 条 受注者の賠償責任	2-1-11
第 1128 条 部分使用	2-1-11
第 1129 条 再委託	2-1-11
第 1130 条 成果物の使用等	2-1-12

第 1131 条	守秘義務	2-1-12
第 1132 条	個人情報の取扱い	2-1-12
第 1133 条	安全等の確保	2-1-14
第 1134 条	臨機の措置	2-1-15
第 1135 条	履行報告	2-1-15
第 1136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	2-1-15
第 1137 条	行政情報流出防止対策の強化	2-1-15
第 1138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-1-17
第 1139 条	保険加入の義務	2-1-17
第 1140 条	新技術の活用について	2-1-17

## 第 2 編 森林整備編

### 第 1 章 総 則

第 2101 条	適用	2-2-1
第 2102 条	用語の定義	2-2-1
第 2103 条	受発注者の責務	2-2-1
第 2104 条	業務の着手	2-2-1
第 2105 条	設計図書の支給及び点検	2-2-1
第 2106 条	監督職員	2-2-1
第 2107 条	主任技術者	2-2-1
第 2108 条	担当技術者	2-2-1
第 2109 条	提出書類	2-2-1
第 2110 条	打合せ等	2-2-1
第 2111 条	業務計画書	2-2-1
第 2112 条	資料等の貸与及び返却	2-2-2
第 2113 条	関係官公庁への手続き等	2-2-2
第 2114 条	地元関係者との交渉等	2-2-2
第 2115 条	土地への立入り等	2-2-2
第 2116 条	成果物の提出	2-2-2
第 2117 条	関連法令及び条例の遵守	2-2-2
第 2118 条	検査	2-2-2
第 2119 条	修補	2-2-2
第 2120 条	条件変更等	2-2-2
第 2121 条	契約変更	2-2-2
第 2122 条	履行期間の変更	2-2-2

第 2123 条	一時中止	2-2-2
第 2124 条	発注者の賠償責任	2-2-2
第 2125 条	受注者の賠償責任	2-2-2
第 2126 条	部分使用	2-2-2
第 2127 条	再委託	2-2-2
第 2128 条	成果物の使用等	2-2-2
第 2129 条	守秘義務	2-2-3
第 2130 条	個人情報の取扱い	2-2-3
第 2131 条	安全等の確保	2-2-3
第 2132 条	臨機の措置	2-2-3
第 213 3 条	履行報告	2-2-3
第 2134 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	2-2-3
第 2135 条	行政情報流出防止対策の強化	2-2-3
第 2136 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-2-3
第 2137 条	保険加入の義務	2-2-3
第 2138 条	新技術の活用について	2-2-3

## 第 2 章 治山測量

### 第 1 節 治山測量に関する一般事項

第 2201 条	測量業務の種類	2-2-4
第 2202 条	使用器材	2-2-4
第 2203 条	公差及び測定方法	2-2-4
第 2204 条	基準点	2-2-4
第 2205 条	測量杭	2-2-4
第 2206 条	測量野帳等	2-2-5
第 2207 条	図面	2-2-5
第 2208 条	図面の縮尺	2-2-5

### 第 2 節 基準点測量等

#### 第 1 項 基準点測量等

第 2209 条	基準点測量	2-2-9
第 2210 条	用地測量	2-2-9
第 2211 条	現地測量	2-2-9

### 第 3 節 山地治山等測量

#### 第 1 項 溪間工の測量

第 2212 条	踏査選点	2-2-9
第 2213 条	中心線測量	2-2-9

第 2214 条	平面測量	2-2-9
第 2215 条	縦断測量	2-2-10
第 2216 条	横断測量	2-2-10
第 2217 条	構造物計画位置横断測量	2-2-10
<b>第 2 項 山腹工の測量</b>		
第 2218 条	踏査選点	2-2-10
第 2219 条	平面測量	2-2-10
第 2220 条	縦断測量	2-2-11
第 2221 条	横断測量	2-2-11
<b>第 3 項 防風林造成の測量</b>		
第 2222 条	踏査選点	2-2-11
第 2223 条	平面測量	2-2-11
第 2224 条	縦断測量	2-2-12
第 2225 条	横断測量	2-2-12
<b>第 4 項 なだれ防止林造成の測量</b>		
第 2226 条	踏査選点	2-2-12
第 2227 条	平面測量	2-2-12
第 2228 条	縦断測量	2-2-13
第 2229 条	横断測量	2-2-13
<b>第 5 項 土砂流出防止林造成の測量</b>		
第 2230 条	踏査選点	2-2-13
第 2231 条	平面測量	2-2-13
第 2232 条	縦断測量	2-2-13
第 2233 条	横断測量	2-2-13
<b>第 6 項 保安林整備の測量</b>		
第 2234 条	踏査選点	2-2-14
第 2235 条	平面測量	2-2-14
第 2236 条	縦断測量	2-2-14
第 2237 条	横断測量	2-2-14
<b>第 7 項 水土保持山等の測量</b>		
第 2238 条	水土保持山等の測量	2-2-14
<b>第 4 節 地すべり防止の測量</b>		
<b>第 1 項 調査に関わる測量</b>		
第 2239 条	踏査選点	2-2-14

第 2240 条	地形測量	2-2-14
第 2241 条	測線測量	2-2-15
<b>第 2 項 設計に関わる測量</b>		
第 2242 条	地すべり防止工の測量	2-2-15
第 2243 条	設計に関わる測量の種類	2-2-15
第 2244 条	測線測量	2-2-15
第 2245 条	平面測量	2-2-15
第 2246 条	縦断測量	2-2-15
第 2247 条	横断測量	2-2-16
<b>第 5 節 治山事業における防潮工等の測量</b>		
<b>第 1 項 深淺測量</b>		
第 2248 条	適用の範囲	2-2-16
第 2249 条	測量準備	2-2-16
第 2250 条	基準点測量	2-2-16
第 2251 条	簡易検潮等	2-2-17
第 2252 条	水深測量	2-2-17
第 2253 条	成果	2-2-19
第 2254 条	照査	2-2-20
<b>第 2 項 汀線測量</b>		
第 2255 条	適用の範囲	2-2-20
第 2256 条	測量準備	2-2-20
第 2257 条	基準点測量	2-2-20
第 2258 条	水準測量	2-2-20
第 2259 条	成果	2-2-21
第 2260 条	照査	2-2-21
<b>第 3 章 林道測量</b>		
<b>第 1 節 林道測量に関する一般事項</b>		
第 2301 条	使用機材	2-2-22
第 2302 条	測量の精度等	2-2-22
第 2303 条	基準点	2-2-22
第 2304 条	測量杭	2-2-22
第 2305 条	測量野帳等	2-2-23
第 2306 条	図面	2-2-23
<b>第 2 節 基準点測量</b>		

第 2307 条 規程の準用 .....	2-2-23
<b>第 3 節 予備測量</b>	
第 2308 条 予備測量 .....	2-2-23
<b>第 4 節 実測量</b>	
第 2309 条 一般事項 .....	2-2-23
第 2310 条 I. P の選定 .....	2-2-23
第 2311 条 中心線測量 .....	2-2-24
第 2312 条 縦断測量 .....	2-2-26
第 2313 条 横断測量 .....	2-2-26
第 2314 条 平面測量 .....	2-2-26
第 2315 条 伐開 .....	2-2-27
<b>第 5 節 構造物設置箇所の測量</b>	
第 2316 条 構造物設置箇所 .....	2-2-27
<b>第 6 節 残土処理箇所の測量</b>	
第 2317 条 残土処理場 .....	2-2-27
<b>第 7 節 その他箇所の測量</b>	
第 2318 条 林業作業用施設等 .....	2-2-28
第 2319 条 地区全体計画に係る施設等 .....	2-2-28
<b>第 3 編 漁港漁場編</b> .....	2-3-1
(「漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)	